

# 行政ふくしま

2025.1 No.146



人影に光明広野町 (写真提供：副会長 安藤 強)



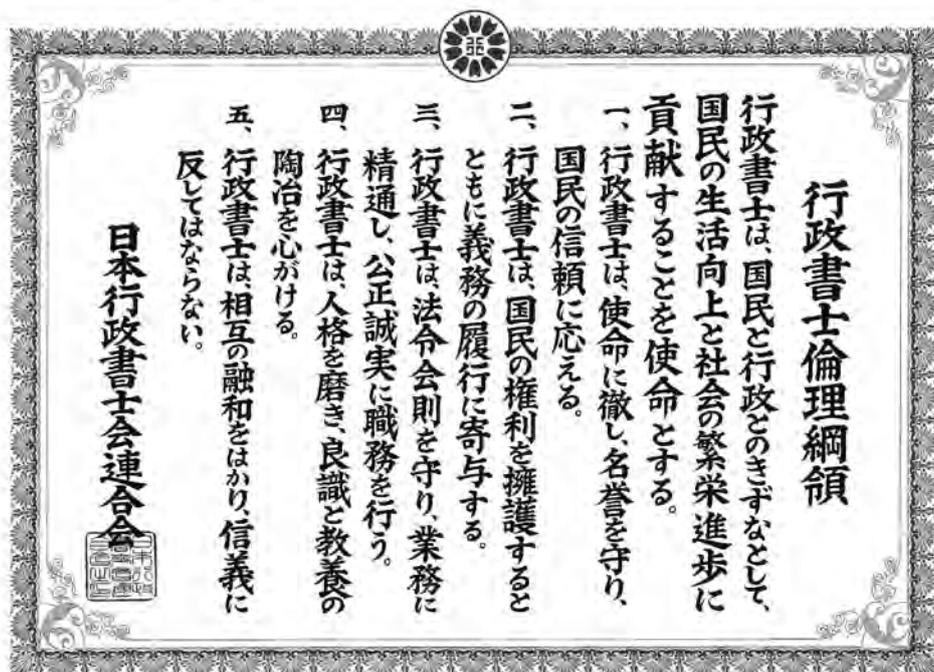
福島県行政書士会

<https://www.fukushima-gyosei.jp/>

- 新年のあいさつ
- 行政書士ADRセンター福島からの報告
- 業務専門委員会 特集記事

# 目次

新年のあいさつ	
会    長    鷗沼理人	1
福島県知事    内堀雅雄	2
日行連会長    常住    豊	3
行政書士ADRセンター福島からの報告	
ADRセンター手続実施者養成研修ガイダンス開催報告	4
ADRセンター開所式報告	5
行政書士制度広報・非行政書士排除のための市町村訪問報告	6
広報グッズ「ルーペ付定規」を作成しました!	7
10月3日に電話無料相談会を開催しました	7
令和6年度 行政書士試験報告	7
令和6年度 新入会員研修会報告	8
令和6年度 司法研修講座終了報告	9
広報部からのお知らせ	
「女性行政書士による女性のための無料相談会」を開催	
定時総会へ行こう!	10
特集記事	
農地・土地利用委員会、建設・環境委員会、運輸交通委員会	11
市民法務委員会、企業支援委員会、国際業務委員会	12
令和6年度 第3回 理事会報告	13
令和6年度 第4回 理事会報告	14
令和6年度 第3回 支部協議会報告	15
会員の動き 新入会員の紹介	16
変更届 / 退会者 / 訃報	18
会務日誌	19
おしらせ / 政連だより	20
編集後記 / 写真説明	21



## 新年のごあいさつ

会長 鵜沼 理人



令和7年の新春を迎え、謹んでご挨拶を申し上げます。

会員の皆さまには、日頃より本会の事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、去年は、元日に能登半島地震、7月に日本海側豪雨など災害が頻発した年でした。本会は、須賀川市の釈迦堂川が特定都市河川に指定されたことを受けて、7月に須賀川市と災害時支援に関する協定を締結しました。東日本大震災の際の支援の経験を踏まえて、頻発する災害への対応を強化する必要があります。日行連においては、「災害時ボランティア」を募集し、「災害復興支援員」（仮称）に改組することが検討され、大規模災害発生への対応を強化する体制を整える方向です。

本会の今年度事業は、事業計画のとおり進んでいます。特に、業務専門委員会の研修については、会場開催とオンライン配信のハイブリット形式での開催が進んでいます。オンライン配信するため、本会会議室の配信機材の整備の見通しがつきました。次のステップは、配信機材の使用できる人員を増やすこと、研修会動画のアーカイブを作成することになります。配信機材の使用については、研修会を開催する委員会において、自らで配信機材を使用できることを目指します。アーカイブについては、単にネット上にアップすることは様々な問題があるため、中央研修所のVOD機能の利用が最適かと考えていますが、費用の問題など引き続きの検討が必要です。

次に、昨年5月には、須賀川信用金庫と包括的連携協定を締結し、顧客の相互紹介などを実施したところです。この協定を実りあるものにするために、会員のご協力をお願いします。

また、昨年12月に「行政書士ADRセンター福島」を開設しました。裁判するまでもないが解決したい、当事者間で話しがつかないなど、県民の身近な困りごとを解決するための一助となる機関にしていきます。調停人の研修へも多くの会員に参加いただき、ADRセンターに対する会員の熱意を感じています。ADRセンターの存在を県民の皆さまへ、認識していただけるよう広報活動を行います。

来る2月22日には、毎年恒例の行政書士記念日事業「女性行政書士による女性のための相談会」の開催、同月21日には、市民法務委員会による市民向け講座「終活セミナー」の開催を予定しています。

現在の課題としては、郵便料金の値上げ等によるコスト増加への対応です。デジタル化によるコスト削減が必要です。例えば、毎月定期で実施している紙ベースでの研修会の案内等を、電子メールなど一元化することも含めた対策を検討中です。

巳年の今年、蛇は脱皮する特性から、新しい生命が宿る「復活・再生」や不老長寿の象徴など縁起のよい動物といわれています。本会が、さらなるステージに脱皮していくよう努めていきますので、会員の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

最後に、新しい年が会員の皆さまにとってより良い年になりますことを祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

## 復興と地方創生の新たなステージに向けて

福島県知事 内堀雅雄



謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

昨年は、パリ 2024 オリンピック・パラリンピックでの本県関係選手の活躍や、福島デンソーエアリービーズの郡山市へのホームタウン移転など、スポーツに関する明るい話題が続いたほか、奥会津ビジターセンターの開所や、2026 年春のふくしまデスティネーションキャンペーンの開催決定など、今後の復興と地方創生を大きく後押しする動きも数多く見られました。

また、震災と原発事故から間もなく 14 年が経過する中、県民の皆様の懸命な御努力と国内外からの温かい御支援により、避難地域では、4 つの町に認定された全ての特定帰還居住区域において除染・解体作業が進められています。

さらに、震災後、55 の国・地域で行われていた県産農林水産物の輸入規制は、6 つの国・地域にまで減少し、県産農産物の輸出货量が過去最高を記録したほか、県内への移住者数も過去最多を更新するなど、これまで続けてきた挑戦の成果が目に見える形となって現れてきています。

一方で、廃炉と汚染水・処理水対策を始めとした原子力災害に伴う様々な課題に加え、急激に進む人口減少や度重なる自然災害への対応など、依然として困難な課題が山積しており、長い戦いとなる本県の復興と「福島ならではの」地方創生を成し遂げるためには、今後も更なる挑戦を続けていかなければなりません。

まず、震災と原発事故からの復興・再生につきましては、令和 7 年度が最終年度となる第 2 期復興・創生期間後のステージを見据えながら、復興の進捗に伴って生じる新たな課題やニーズに的確に対応していくとともに、被災者の生活再建や事業・生業の再生、帰還に向けた環境整備、風評の払拭と風化の防止などに全力で取り組んでまいります。

また、喫緊の課題である人口減少対策につきましては、急激な人口減少のスピードをいかに緩やかにしていくかが、福島の未来にとって大変重要となります。

このため、市町村や企業など様々な主体と危機感を共有しながら、出会い・結婚から妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援などの「自然減対策」と、県内で働く魅力を戦略的に発信し、若者の県内定着・還流を図る取組や、移住・定住の促進、関係人口の創出・拡大などの「社会減対策」の両面から人口減少対策に粘り強く取り組んでまいります。

今年 4 月からは、「しあわせの風ふくしま」をキャッチコピーにプレ DC がスタートします。来年の本番に向けた機運醸成を図りながら、多くの皆様に、本県の様々な魅力と復興に向けて力強く歩み続ける福島の今を「見て」「食べて」「感じて」いただけるよう、準備を進めてまいります。

今後も、県政運営の羅針盤である総合計画に掲げる取組を一つ一つ着実に前へ進めながら、県民の皆様と共に、挑戦を続けてまいりますので、一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

結びに、福島県行政書士会の今後のますますの御発展をお祈り申し上げ、新年の御挨拶といたします。

## 令和7年 日本行政書士会連合会 会長年頭所感

日本行政書士会連合会 会長 常 住 豊



令和7年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

福島県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から本会の事業推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、皆様方が住民や自治体からの期待に応えて、行政書士制度の発展のために日夜御尽力をいただいておりますことに対しまして重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、元日の能登半島地震に始まり、9月には東北地方や石川県能登地方に大きな被害をもたらした記録的な豪雨など多くの災害が発生し、心が痛むことがたくさんございました。また、初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されるなど災害に対する備えの重要性にも改めて痛感させられました。

本会では、これまで大規模災害の発生時には、行政書士ならではの被災者支援活動を行ってまいりました。その継続した取組が国や自治体等にも広く認められ、その結果の一つとして、昨年9月には、内閣府からの提案を受けて、「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との連携協定」の締結に至りました。本会では、この連携協定の締結を受けて現在募集中の「災害復興支援ボランティア」を「災害復興支援員」（仮称）に改組することを検討しており、大規模災害の発生時には、これまで以上に住民や自治体の皆様のお役に立てるようになるものと確信しています。

そして、日行連の喫緊の課題は、「デジタル社会に機能する行政書士制度の確立」です。現在は、令和5年9月にデジタル庁との間で締結した連携協定に基づき、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現のために、行政書士がデジタル社会において国民と行政の架け橋としての役割を果たすための各種施策を進めているところです。また、行政書士が国民の期待に応え、国民の権利利益の実現に資することができるよう、行政書士法の改正も目指しています。そのためには、行政書士一人ひとりがあらゆるデジタル分野についての知見を身に付け、社会のデジタル化をリードしていく存在になる必要があると考えます。

本会のデジタル化への取組として、単位会も利用可能となる新たな「行政書士会員管理システム」が、昨年10月から稼働いたしました。このシステムは、日行連・単位会事務局の登録関係事務削減や、会員による新規又は変更登録等のオンライン申請等を目指したものです。今後、段階的に会員からの申請・届出を開始するとともに、オンラインによる各種行政手続等において行政書士の資格証明が行えるよう、デジタル庁が開発する「国家資格等情報連携・活用システム」との連携に向け、環境整備も進めてまいります。

私は、日頃から行政書士は、国民の皆様が不安や困りごとに直面したときに身近な相談役として想起いただける存在になるべきだと考えています。そして、そのためには「“そうだ、行政書士に相談しよう！”という気運を高めよう！！”という活動理念の下、私たち行政書士がいち早くあらゆるデジタル化に対応して、地域社会の発展を支えていく意識を持ち、国民の皆様が必要と思ってもらえる存在であり続けることが肝要です。

今後とも皆様方と連携・協力して行政書士制度の更なる発展を目指してまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、この新しい年が平和で、災害の少ない、安寧な年となりますとともに、皆様方にとって実り豊かな飛躍の年となりますことを祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

# 行政書士 ADR センター福島 手続実施者養成研修（ガイダンス）開催報告

【報告者】 行政書士ADRセンター福島 センター長 高橋 利知

【日 時】 令和6年10月11日(金) 13時30分～16時45分

【場 所】 福島県行政書士会館

令和6年10月11日に、福島県行政書士会館にて『行政書士 ADR センター福島手続実施者養成研修（ガイダンス）』が実施されました。

研修は定刻である13時30分から予定通り開催され、はじめに会長あいさつとして鶴沼理人 会長から、センター開所にあたっての感想や経緯の説明、今回、予想を上回る参加希望をいただいた旨の説明がありました。

続いてセンター長 高橋利知から挨拶があり、研修参加者へ感謝の意を述べるとともに、当 ADR センターが、裁判に代わる紛争解決の手段として、市民の方々へ貢献できるセンターとなれるよう研修参加者全員にご協力をお願いしました。

次に古関副センター長よりガイダンスとして、当 ADR センター福島の手続実施の流れについて、研修参加者へお渡ししたフローチャートの図を参照しながら説明を行いました。

その後、参加者で5つの班を編成し、班ごとにケース検討のテーマである『敷金返還又は原状回復をめぐる紛争』について検討時間を設け、解決案などをそれぞれの班ごとに導き出してもらい、その案を班ごとに発表してもらいました。

最後にセンター長 高橋から事案についての説明と解説がありました。

事例検討のあとに質疑応答の時間があり、参加者からは調停の方式や実施者の選任の基準などについての質問がありました。



高橋センター長



古関副センター長



研修風景

# 行政書士 ADR センター福島 開所式について

【報告者】 行政書士ADRセンター福島 センター長 高橋 利知

【日 時】 令和6年12月2日(月) 10時00分～12時00分

【場 所】 福島県行政書士会館

令和6年12月2日に、福島県行政書士会館において、行政書士 ADR センター福島の開所式が行われました。

まず、第一部として当会館2階において、報道機関の方々へ向け、当センターについての説明のためのガイダンスを定刻通り、午前10時より開催しました。

はじめに、福島県行政書士会長の挨拶として、鶴沼理人会長から ADR センター開所についての意義や経緯、裁判に代わる紛争解決手段として用いる場合のメリットなどについての説明がありました。

次に、行政書士 ADR センター福島センター長 高橋利知から、12月1日が ADR の日であり、認証 ADR 事業者が広く広報活動を行っているところ、当センターとして本日開所する運びとなった旨の挨拶がありました。引き続きガイダンスとして、行政書士 ADR センター福島の概要とその役割についての説明が行われ、当 ADR センターの手続きについての手順やセンターで取扱う4つの分野などについての説明も行われました。

挨拶及びガイダンスが終了し、質疑応答の時間が設けられ、記者からは利用する場合の費用や、調停人はどのような方になるのか、取扱う4分野以外に、これから新たな分野を増やしていくこともあるのか？などと質問がありました。

第二部は、行政書士 ADR センター福島の開所式を午前10時30分より行いました。式典会場となる、当会館1階の出入口まで移動し、除幕式を行いました。

はじめに、開会の挨拶を菅野亜矢子副会長が行い、次に鶴沼会長から会長挨拶が述べられ、さらにセンター長 高橋から開所式参加者の紹介がありました。その後、除幕式を参加者全員の手によって行い、幕の紐が引かれると、会場となった会館の駐車場及び玄関周辺からは、大きな拍手が起こり、無事に除幕となりました。

最後に、運営関与弁護士の井上航弁護士から閉会の挨拶をいただき、全ての日程が終了しました。

## 行政書士 ADR センター福島 開所式参加者

鶴沼会長	高橋センター長	古関副センター長	井上運営関与弁護士
菅野副会長	河原副会長	安藤副会長	村崎総務部長



開所式の風景



## 行政書士制度広報・非行政書士排除のための市町村訪問報告 広報部

市町村訪問の各支部詳細は次のとおりです。

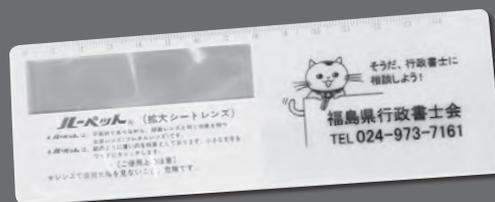
【主な内容】行政書士制度PRと非行政書士窓口規制及びポスター掲示をお願いしました。

福島支部	【日 時】	令和6年10月16日(水)
	【訪問場所】	①福島・伊達方面：午前9時50分～ ②本宮・川俣方面：午前10時～ 福島市役所、二本松市役所、伊達市役所、本宮市役所(都市計画課)、桑折町役場、 国見町役場、川俣町役場、大玉村役場、各農業委員会、福島警察署、福島北警察署、 伊達警察署、二本松警察署、福島公証人合同役場
	【郵 送】	本宮市役所(総務課)
	【出席者】	副会長 河原達彦 / 広報部長 小田島達也 / 福島支部長 熊坂恵子 福島副支部長 根本奈穂子 / 福島支部理事 菅野喜晴 / 福島支部会員 茂木陽子
郡山支部	【日 時】	令和6年10月22日(火)
	【訪問場所】	①郡山市内方面：午前10時40分～ ②田村地区方面：午前10時20分～ 郡山市役所、田村市役所、三春町役場、小野町役場、各農業委員会 郡山市消費者生活センター、郡山警察署、郡山北警察署、田村警察署、小野分庁舎 県中建設事務所、県中農林事務所、仙台入国管理局郡山出張所、郡山公証人合同役場 郡山市社会福祉協議会、郡山商工会議所
	【出席者】	企画開発部長 佐藤泰一 / 広報部 高橋利知 / 郡山支部長 根本重朋 郡山副支部長 笠原良夫 / 遠藤宏文 / 佐藤伸弘
県南支部	【日 時】	令和6年10月17日(木) 午前10時～
	【訪問場所】	須賀川市役所、白河市役所、鏡石町役場、天栄村役場、石川町役場、玉川村役場、平田村役場 浅川町役場、古殿町役場、西郷村役場、泉崎村役場、中島村役場、矢吹町役場、棚倉町役場 矢祭町役場、埴町役場、鮫川村役場、各農業委員会、須賀川警察署、白河警察署 白河公証役場、白河商工会議所
	【郵 送】	石川警察署、棚倉警察署、西郷村商工会、大信商工会、ひがし商工会、表郷商工会 石川町商工会、須賀川商工会議所、岩瀬商工会、長沼商工会、大東商工会、天栄村商工会 鏡石町商工会、棚倉町商工会、埴町商工会、古殿町商工会、泉崎村商工会、中島村商工会 矢吹町商工会、矢祭町商工会、鮫川村商工会、玉川村商工会、平田村商工会、浅川町商工会
	【出席者】	会長 鶴沼理人 / 広報副部長 塩田仍文 / 企画開発副部長 石井英毅 県南支部長 矢吹晃平 / 県南支部理事 荒川讓 / 星野雅子 / 藤田和彦 / 金澤豊 県南支部会員 佐藤裕貴子
会津支部	【日 時】	①令和6年9月9日(月) 午前8時30分～ ②令和6年9月11日(水) 午前8時30分～
	【訪問場所】	会津若松市役所、喜多方市役所、会津坂下町役場、北塩原村役場、西会津町役場、磐梯町役場 猪苗代町役場、湯川村役場、柳津町役場、三島町役場、金山町役場、昭和村役場 会津美里町役場、下郷町役場、只見町役場、南会津町役場、各農業委員会、会津若松警察署 会津美里分庁舎、猪苗代警察署、喜多方警察署、会津坂下警察署、南会津警察署 会津若松公証役場、会津若松建設事務所、喜多方建設事務所、南会津建設事務所 会津地方振興局、南会津地方振興局
	【郵 送】	檜枝岐村役場、檜枝岐村農業委員会、会津農林事務所、会津若松市社会福祉協議会 喜多方市社会福祉協議会、会津若松商工会議所、会津喜多方商工会議所 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部
	【出席者】	企画開発部 安部綱一 / 会津支部長 川島一紀 / 会津副支部長 馬場悦之進
いわき支部	【日 時】	令和6年10月22日(火) 午前10時～
	【訪問場所】	いわき市役所、いわき市農業委員会、いわき市役所内郷支所、勿来支所、小名浜支所 いわき中央警察署、いわき東警察署、いわき南警察署、いわき公証役場、いわき建設事務所 いわき地方振興局、いわき自動車検査登録事務所、いわき市消防本部
	【郵 送】	いわき農林事務所、いわき市保健所、いわき商工会議所
	【出席者】	副会長 安藤強 / 広報部 佐藤亮 いわき支部理事 高橋一馬 / 鈴木みどり / 橋本明美 / 丹治青空
相双支部	【日 時】	①令和6年10月17日(木) 午前9時30分～ ②令和6年10月29日(火) 午前9時30分～
	【訪問場所】	相馬市役所、南相馬市役所、広野町役場、檜葉町役場、大熊町役場、浪江町役場、新地町役場 飯館村役場、各農業委員会、南相馬警察署、相馬警察署、双葉警察署、相馬公証役場 相双建設事務所、相双農林事務所
	【郵 送】	川内村役場、双葉町役場、富岡町役場、葛尾村役場、各農業委員会
	【出席者】	広報部 堀江司 / 相双支部長 青田義仁 / 相双支部副支部長 荒知之 相双支部理事 鈴木重利 / 渡邊司 / 横山秀人 / 中村賢治 / 菊地三起郎 / 藤巻計 / 片桐光啓

## 広報グッズ「ルーペ付定規」を作成しました!

広報部

今年度は行政書士広報月間の一環として、広報グッズ「ルーペ付定規」を作成しました。行政書士制度広報及び非行政書士排除のための活動や本会無料相談会等で配布いたします。



ルーペ付定規

## ☎ 10月3日に電話無料相談会を開催しました

広報部

行政書士制度広報月間事業活動の一環として「電話無料相談会」を10月3日(木)午前9時30分から午後4時まで本会事務局で実施し、相続8件、その他1件、合計9件の相談がありました。

福島民報社、福島民友新聞社を訪問して報道のお願いをした他、他のマスコミには事業内容を郵送して告知をお願いしました。

また、県内の市町村、郡山市内の公民館、公共機関等に対しても郵送で広報のお願いをしました。

なお、行政書士制度広報月間事業活動として9月に会津支部、10月に5支部が市町村等を回って行政書士制度のPRを行ないました。



## ✎ 令和6年度 行政書士試験報告

試験場責任者 菅野亜矢子

令和6年度 行政書士試験が11月10日(日)午後1時より日本大学工学部を会場に行われました。福島会場における今年度受験申込者は539名、当日受験者は435名でした。合格発表は令和7年1月29日(水)です。

試験監督員24名、本部員14名については、多忙なところお引き受けいただきまして誠にありがとうございました。おかげ様をもちまして無事に終了することができました。

尚、来年度の試験は令和7年11月9日(日)実施です。来年度の試験へのご協力もよろしくお願い申し上げます。



# 令和6年度 新入会員研修会報告

[報告者] 総務部長 村崎 能文

本年度の新入会員研修会は10月1日(火)、2日(水) 本会会議室において、集合研修23名、Web研修9名、計32名の新人会員の参加を得て開催しました。当研修会は、会則第48条の2「個人会員は、…その資質の向上をはかるため、本会…が行う研修を受けるよう努めなければならない。」及び研修規則第3条第2項に基づき、例年「入会者のために、本会の組織、当面の問題点や広範な業務を分かり易く、実務経験を踏まえての研修」として企画し、実施したもので、科目及び講師は下表の通り13科目でした。

受講者は、多忙の中、時間を割いて本研修に出席いただきました。

講義は、県総務部文書法務課職員による行政書士法に始まり、事務所の開設・経営に関するもの、ネットの活用の説明、農地、建設業・環境、交通・運輸、民事、企業経営、国際渉外、成年後見など実務に直結した基本的な事項や手順・問題点・方策などについての講義と行政書士として基本となる会則・本会の組織、政治連盟、職務上請求書の作成に関するものでした。

受講者より「業務の基礎を学ぶことができた」「業務の種類の多さに驚いた」「気になる業務を見つけることができた」「失敗談等参考になった」等の感想が出されました。

本研修の所期の目的は、達成できたものと思われまます。

福島県総務部文書法務課の新野拓矢様はじめ各講師の皆様には、お忙しいところご協力を頂きありがとうございました。



## 科目・講師 一覧表

### ▶ 1日目

研修科目	担当・講師
①行政書士法について 〈講義時間〉 11:00～11:30	福島県総務部文書法務課 主査 新野拓矢 様
②会則・本会組織について 〈講義時間〉 11:40～12:05	総務部長 村崎能文
③行政書士政治連盟について 〈講義時間〉 12:05～12:20	福島県行政書士政治連盟 副会長 河原達彦
④職務上請求書について 〈講義時間〉 13:10～14:00	会 長 鵜沼理人
⑤事務所経営と報酬について 〈講義時間〉 14:10～14:40	副会長 菅野亜矢子
⑥ネット活用について 〈講義時間〉 14:50～15:20	電子化推進委員会 委員長 紺野 裕
⑦農地関係と実務経験談 〈講義時間〉 15:20～16:10	企画開発部業務専門委員会 農地・土地利用委員会 委員長 藤田安宏

### ▶ 2日目

研修科目	担当・講師
⑧建設業・環境関係と 実務経験談 〈講義時間〉 10:00～10:50	企画開発部業務専門委員会 建設・環境委員会 委員長 根本重朋
⑨交通・運輸関係と 実務経験談 〈講義時間〉 10:50～11:40	企画開発部業務専門委員会 運輸交通委員会 委員長 青山良一
⑩民事関係と実務経験談 〈講義時間〉 12:30～13:20	企画開発部業務専門委員会 市民法務委員会 委員長 佐藤伸弘
⑪企業経営支援関係と 実務経験談 〈講義時間〉 13:20～14:10	企画開発部業務専門委員会 企業支援委員会 委員長 西脇 優
⑫国際渉外関係と 実務経験談 〈講義時間〉 14:20～15:10	企画開発部業務専門委員会 国際業務委員会 委員長 青田義仁
⑬成年後見について 〈講義時間〉 15:10～15:50	一般社団法人コスモス成年 後見サポートセンター 福島県支部 副支部長 武良圭子

# 令和6年度 司法研修講座終了報告

〔報告者〕 研修委員長 大河内 正一

本会主催の令和6年度司法研修講座は、10月4日(金)から12月20日(金)まで全7回(14時限、21時間)の日程で開催しました。テーマは民事上の諸問題に加えADRについて取り上げました。今回は福島大学名誉教授の富田哲先生、福島大学行政政策学類 地域政策と法コース 准教授の山崎暁彦先生をはじめ、実務家の立場から駒田晋一弁護士、佐藤貴洋弁護士、湯浅 亮弁護士にご講義いただきました。講義は法解説に事例等を加えた内容で非常に分かりやすいものでした。

また今回は定員を超える参加申し込みをいただきましたが、本研修で習得したことは多様化する実務の場面で役に立つものになると思います。

なお日程と講義内容は下記のとおりです。

## 講師



富田 哲  
福島大学 名誉教授



山崎 暁彦  
福島大学 准教授



駒田 晋一  
弁護士



佐藤 貴洋  
弁護士



湯浅 亮  
弁護士



日程・会場	講義時間		講義内容・講師
1日目 10月4日(金) 福島県行政書士会館	第1講	13:30 ~15:00	【訴訟手続一般】 〈講師〉佐藤 貴洋 弁護士
	第2講	15:15 ~16:45	【日本民法典の基本的構成 一債権と物権一】 〈講師〉福島大学 富田 哲 名誉教授
2日目 10月18日(金) 福島県行政書士会館	第3講	13:30 ~15:00	【労働審判】 〈講師〉湯浅 亮 弁護士
	第4講	15:15 ~16:45	【権利の主体と権利の客体 一人・法人と物一】 〈講師〉福島大学 富田 哲 名誉教授
3日目 11月1日(金) 福島県行政書士会館	第5講	13:30 ~15:00	【債務不履行と解除 一履行遅滞・履行不能はどこへ行ったのか一】 〈講師〉福島大学 行政政策学類 地域政策と法コース 山崎 暁彦 准教授
	第6講	15:15 ~16:45	【約定利息と法定利息一過払金訴訟と低金利の時代一】 〈講師〉福島大学 富田 哲 名誉教授
4日目 11月15日(金) 福島県行政書士会館	第7講	13:30 ~15:00	【ADR】 〈講師〉駒田 晋一 弁護士
	第8講	15:15 ~16:45	【人事訴訟法と家事事件手続法一実体法と手続法との交錯一】 〈講師〉福島大学 富田 哲 名誉教授
5日目 11月29日(金) 福島県行政書士会館	第9講	13:30 ~15:00	【売買の効力一担保責任・危険負担はどこへ行ったのか一】 〈講師〉福島大学 行政政策学類 地域政策と法コース 山崎 暁彦 准教授
	第10講	15:15 ~16:45	【成年後見制度一老い支度一】 〈講師〉福島大学 富田 哲 名誉教授
6日目 12月13日(金) 福島県行政書士会館	第11講	13:30 ~15:00	【遺言一死に支度一】 〈講師〉福島大学 富田 哲 名誉教授
	第12講	15:15 ~16:45	【法定相続一誰が・どれだけ相続するか一】 〈講師〉福島大学 富田 哲 名誉教授
7日目 12月20日(金) 福島県行政書士会館	第13講	13:30~ 15:00	【遺産分割一骨肉の争い一】 〈講師〉福島大学 富田 哲 名誉教授
	第14講	15:15~ 16:45	【孤独死と相続人の不存在一高齢化社会の一断面一】 〈講師〉福島大学 富田 哲 名誉教授



## 広報部からのお知らせ

### 「女性行政書士による女性のための無料相談会」を開催

今年度も行政書士記念日事業として「女性行政書士による女性のための無料相談会」を下記日程で開催する予定ですので、お知らせいたします。

日 時	令和7年2月22日(土) 午前11時～午後4時
場 所	福島県行政書士会館1階「相談室1・相談室2他」
相談対象者	女性に限る
相談内容	相続・遺言・離婚・セクハラ・DV・ストーカー 老人介護・消費者契約・会社の経営等

## 定時総会へ行こう！

日 時	令和7年5月30日(金) 午前11時～
場 所	会津若松ワシントンホテル

#### 〈総会の要件〉

- 第30条 総会には、個人会員の3分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。この場合において、第32条に定める手続を行った者は、会議に出席したものとみなす。
- 2 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合のほか、出席した個人会員の議決権の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 3 総会の議事について特別の利害関係を有する者は、議決権を行使することができない。この場合の議決権の数は、前項の議決権の数に算入しない。

#### 〈議 決 権〉

第31条 個人会員は、1個の議決権を有する。

#### 〈書面による議決権の行使〉

第32条 個人会員は、総会に出席することができないときは、書面により出席する個人会員に委任して議決権を行使し、又はあらかじめ議案について賛否の意見を明らかにした書面により表決することができる。

## 特集記事

### いわゆる盛土規制法は、 9月24日をもって福島県全域に適用されました。

農地・土地利用委員長 藤田 安宏

許可対象となる盛土等の規模として7つの場面が示されています

(国土交通省等から発行されているパンフレット参照。県の手引きにも掲載あり)。

①その中に「盛土で高さ1mを超える崖を生じる」「切土で高さ2mを超える崖を生じる」とあります。多くの方(不動産業者・建築業者・土木業者など)から「盛土は1m以上行いますが、2m以下なので《崖》は生じません。」と言われる。建築基準法での崖の概念と《崖そのものの概念》が混同していることが分かります。

《崖》とは、土地の形質変更によって発生させる地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地(硬岩盤を除く)です。そこに高さは含まれていません。許認可を要する高さは、手続き毎に変わる訳です。さらに盛土規制法では、「崖は擁壁で覆わなければならない。」こととなります。工作物の建築確認の概念に近いです。

②一定規模以上の「面積」を超えるものも対象になっています。ここに高さの表現がありません。しかし、許可不要な工事に「高さ30cmを超えない工事」とあります。

よって、高さ30cmを超える一定規模以上の面積が許可を要することになります(福島市は、50cmとなります)。

➡農地転用許可申請時に「盛土規制法の許可は必要か」の判断は必須です。

許可権者や事業者にも分かり易く説明する必要があり、造成計画の把握がより重要となりました。

※この記事は、私個人的な表現で例えていますので、内容についてはご了承ください。

### 「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を 改正する法律」による改正規定が施行されます。

建設・環境副委員長 長岡 寛道

- 今回の改正では、
- 契約書の法定記載事項の追加
  - 価格転嫁協議の円滑化の促進
  - 監理技術者等の専任義務の合理化
  - 営業所技術者等の職務の合理化
  - 処遇確保の努力義務の新設
  - 情報通信技術の活用に関する努力義務の新設
  - 公共工事における施工体制台帳の提出義務の合理化
- が盛り込まれました。

すでに昨年12月13日から上記の一部(監理技術者等の専任義務の合理化)が施行され、工事現場に専任しなければならないこととされている監理技術者等について、情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場まで兼務できるようになりました。なお、営業所技術者等(専任技術者)は、請負代金が1億円未満(建築一式工事については2億円未満)の工事について1現場まで兼務できるようになりました。

その他については、本年2月1日に施行となります。大きな変更としては、特定建設業の許可を要する下請代金額と施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限が5,000万円(建築一式工事は8,000万円)に変更となります。そして、技術者の現場専任が必要な請負金額が4,500万円(建築一式9,000万円)に引き上げられます。

なお、詳しくは国土交通省のリンクを記しますので、ご確認下さい。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo13\\_hh\\_000001\\_00266.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00266.html)

### 「行政書士が知っておきたい保険と労務の基礎知識」 配布開始のお知らせ

企業支援委員長 西脇 優

本会Web上で、当委員会が作成しました保険と労務に関する業務参考資料の配布を開始しましたのでお知らせします。同様のものは既に各出版社から良書が市販されておりますが、本書の特徴として、許認可を中心とした行政書士業務に特化していること、次に依頼者からの想定問答集(Q&A形式)としていること、そして実際に添付書類で使われた様式を収録しており、「明日、社長に聞かれても大丈夫」をテーマに仕上げております。電子書籍としての配布ですので、ダウンロードしていつも側に置いていただき、日々の業務にお役立てください。なお文案の作成から電子書籍化を含め、全て委員の手作業でやっておりますので、誤記等の何かお気付きの点がございましたら、当委員会までお知らせいただけましたら幸いです。

## 昨年、封印取付け委託要領及び封印取付け委託要領の運用等の一部改正により乙種や丙種の自動車販売店から丁種受託者への封印の委託が可能となりました。

運輸交通委員長 青山 良一

ここでいう封印とは、一定の要件の下で自動車の登録等を行った場合に運輸支局から交付される後面ナンバー左側にあるアルミ製のキャップのようなものです。(軽自動車、二輪車は除く。)  
丁種封印(封印の請求及び取付)のできることを再確認します。

- ① 新規登録 (新車新規、中古新規)
  - ② 変更登録 (住所・使用の本拠の変更等)
  - ③ 移転登録 (所有者の変更)
  - ④ 番号変更 (ナンバーの数字を変えたい時)
  - ⑤ 交換 (ナンバーの内容はそのままナンバーの種類を変更)
  - ⑥ 再交付 (後面ナンバー再交付)
  - ⑦ 再封印 (整備のための封印破壊等)
- の7つの登録等が対象となります。

この場合の封印取付は行政書士間での再委託(正しくは再々委託)が可能ですので、遠方の封印取付は他の行政書士に依頼をすることができます。

ぜひ、今後の業務の参考になさってください。

## 戸籍にフリガナが記載されます (令和7年5月26日施行)

市民法務委員長 佐藤 伸弘

戸籍法の一部改正(令和5年法律第48号)の施行により、戸籍の記載事項に氏名に加え、新たにそのフリガナが追加されることになりました。

### 【改正法施行後の流れ】

- ① 本籍地の市区町村長からの通知を確認  
※ 戸籍に記載される予定の氏名のフリガナが施行日から遅滞なく通知(送付)予定です。
- ② 氏名のフリガナの届出  
※ 通知のフリガナが誤っている場合、上記施行日後1年に限り、届出をすることができます。
- ③ 市区町村長による氏名のフリガナの記載  
※ ②の届出がなかった場合に、一度に限り、家庭裁判所の許可を得ずに変更をすることができます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」

<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html> (法務省民事局民事第1課)

## 出入国在留管理庁からのお知らせにつきまして

国際業務委員長 青田 義仁

出入国在留管理庁からのお知らせによりますと、2025年1月以降、特に在留資格「特定技能」に係る申請において、窓口の混雑や審査結果の通知が大幅に遅くなることが予想されるとのことです。これは2022年3月の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による入国制限緩和に伴い新規入国した多くの技能実習生が、技能実習2号を修了することに伴うものです。

今後、申請を予定している会員の皆様におかれましては、特に以下2点をご注意願います。一つ目は、審査の遅延を防ぐために、必要書類が揃っているかを入念にご確認願います。二つ目は、審査状況の確認がオンライン上で可能となるオンライン申請を、この機会に是非ご活用ください。

【日行連ホームページ】 <https://www.gyosei.or.jp/members/gyomu/kokusai/20241128>

# 令和6年度「第3回 理事会報告」

報告者 広報部 堀江 司

〈開催日時〉令和6年9月27日(金) 午後1時30分～午後4時

〈開催場所〉福島県行政書士会館 2階会議室

〈出席者数〉19名

〈欠席者数〉2名

## 【議案】

- 〈第1号議案〉 会費免除について  
1件の免除の申出に対し、否決多数で認めないこととした。
- 〈第2号議案〉 災害助成基金の支出について  
全会一致で可決、承認された。
- 〈追加議案〉 福島県行政書士会業務専門委員会組織運営規定 施行規則31条第3項に正する案について  
全会一致で賛成、可決した。

## 【報告事項】

- ① 令和6年度 会費納入状況及び予算執行状況について  
経理部長より報告された。
- ② (総務・経理・企画開発・広報)部の事業進捗状況について  
各部長より報告された。
- ③ 東北地方協議会関係について  
河原副会長より報告された。
- ④ 日行連関係について  
会長より、日行連理事会の内容について報告された。
- ⑤ 令和6年度 行政書士試験について  
菅野副会長より、日程等について説明がされた。
- ⑥ その他  
国際業務委員会の青田理事より、新潟県での国際人材フェアについて報告された。

## 【協議事項】

- ① 各部の今後の事業活動について  
各部から、今後の事業活動予定について報告された。  
安藤副会長より HP における会員専用ページへのアクセス方法について説明があった。
- ② 会員親睦行事について (新年賀詞交歓会)  
総務部長より、新年賀詞交歓会について説明があった。
- ③ 福島県行政書士会会則の一部改正について  
総務部長より、福島県行政書士会会則の一部改正について説明があり、協議の結果、改正の必要の是非を含め、県と協議を進めることとなった。
- ④ 福島県行政書士会大規模災害対策に関する規則の一部改正について  
大規模災害時の会員等の安否確認については、協議の結果、改正に向けて手続きを進めることで一致した。
- ⑤ その他
  - (1) 河原副会長より、東京電力の追加賠償に係る住民調査の依頼について説明がされた。
  - (2) 会費納入の在り方について、他の単位会との情報交換を継続する。
  - (3) ADR の進行状況について、会長より説明がされた。

【その他】 福島支部の親睦旅行について、幕田理事から紹介があった。

【閉会のことば】 副会長 菅野 亜矢子

# 令和6年度「第4回 理事会報告」

報告者 広報部 堀江 司

〈開催日時〉令和6年12月19日(木) 午後1時～午後4時

〈開催場所〉福島県行政書士会館 2階会議室

〈出席者数〉20名

〈欠席者数〉1名

## 【議案】

- 〈第1号議案〉 令和7年度 定時総会 日時・場所について
  - ・2025.5.30 会津若松ワシントンホテル
- 〈第2号議案〉 福島県行政書士会会則施行規則の一部改正（案）について
  - ・全会一致で可決、12/19より施行
- 〈第3号議案〉 福島県行政書士会「ADRセンター福島」設立特別準備委員会規則の廃止について
  - ・全会一致で可決、12/19より廃止

## 【報告事項】

- ① 令和6年度会費納入状況報告及び予算執行状況について
  - ・経理部長より報告、全会異議なし。
- ② (総務・経理・企画開発・広報)部の事業進捗状況について
  - ・各部長より報告、全会異議なし。
- ③ 新年賀詞交歓会について
  - ・総務部長より説明がなされた。
- ④ 令和6年度行政書士試験について
  - ・菅野試験場責任者より報告がなされた。
- ⑤ 東北地方協議会関係について
  - ・安藤副会長より報告がなされた。
- ⑥ 日行連関係について
  - ・鶴沼会長より説明、報告がなされた。全会で情報を共有する。  
案：会費規定の見直しについて、現行、日行連会費は月1,000円。これを値上げするため検討中である。
- ⑦ 関係「士」業懇談会について
  - ・安藤副会長より報告がなされ、各士業間でも人口減少が顕著であり、会費の値上げを検討している状況が報告された。
- ⑧ その他
  - ・鶴沼会長より説明～東京電力から追加賠償に伴う、居住地住所の追跡調査についての依頼について、内容の説明がなされた。

## 【協議事項】

**事前協議事項：**会費未納者への裁判を提訴する件について協議。

- ・全会一致で提訴することで可決する。
- ① 来年度の事業計画並びに予算計画の基本的な方針について
  - ・会長より事業計画に優先順位をつけ、裏付け資料を準備することの指示あり。各部の事業計画を全会一致で了承する。
- ② 福島県行政書士会会則の一部改正について
  - ・総務部長より趣旨説明があり、全会一致で了承する。
- ③ 福島県行政書士会役員等選任規則の一部改正について
  - ・総務部長より趣旨説明があり、次回理事会まで継続協議とすることで了承する。
- ④ 福島県行政書士会補助者規則の一部改正について
  - ・総務部長より趣旨説明があり、継続協議とすることで全会了承する。
- ⑤ 福島県行政書士会暴力団等排除対策委員会規則（案）について
  - ・総務部長より趣旨説明があり、一部手直しを加えることで了承する。
- ⑥ その他
  - ・安藤副会長より、HPのログインについて、会員が個人でパスワードを設定することを検討しているとの報告があった。
  - ・日行連の会費値上げについて、福島単位会での対処について、鶴沼会長より検討案の説明があった。
  - ・会費未納者の状況について、経理部長より現況説明があった。対象者は入院、入所している状況ではない。このため、「行政書士」を名乗っている間は会費の納入は義務であるとして、会費の免除はできない旨の通知をすることとした。

## 【その他】

【閉会のことば】 副会長 河原達彦

# 令和6年度 第3回「支部協議会報告」

支部協議会議長 根本重朋

支部協議会が下記のとおり開催されましたので、報告いたします。

- 〈日 時〉 令和6年12月2日(月) 午後2時50分から午後3時50分まで  
〈場 所〉 本会会議室1・2  
〈出席者〉 支部協議会構成員（各支部長：6名）  
会長、河原副会長、菅野副会長（副会長1名支部長兼務）

## 【協議事項】

- ① 支部と本会事業の総合調整について  
会長より、来年度総会の担当は会津支部であり、5月30日に会津若松ワシントンホテルを押さえている。12月理事会で決定する予定であるとの説明があった。  
各支部長より、支部の活動、今後の予定について報告があった。  
相双支部で開催した相談会について質問があった。
- ② 各支部の意見・要望について  
相双支部において、2月頃、CADの使い方の研修会を4回にわたって開催する予定であるが、他支部からの参加も可能とするので年内中に告知を出したいとの話しがあった。
- ③ その他  
会長より、前回の協議会で質問・要望のあった、行政書士法人の従たる事務所の支部会費の取り扱いについて、支部の自治権の範囲内にあり、本会の会則等で決めることはできないとの回答があった。

## 【報告事項】

- ① 本会の事業報告について  
会長より、来年1月11日に賀詞交歓会及び行政書士ADRセンター福島設立祝賀会を開催するとの報告があった。
- ② 令和6年度会費の納入状況について  
会長より、会費納入状況について報告があった。
- ③ 行政書士ADRセンター福島設立について  
会長より、本日、行政書士ADRセンター福島開所式を行ったとの報告があった。
- ④ 行政書士試験について  
菅野副会長兼試験場責任者より、11月10日に日大工学部において行われた行政書士試験について報告があった。
- ⑤ 年末年始の事務局閉局時の訃報等の扱いについて  
会長より、事務局閉局時の訃報等の取扱いについて説明があった。
- ⑥ その他  
会長より、日行連関係の報告があった。

# 会員の動き

## 新入会員の紹介 (令和6年8月1日~令和6年12月15日登録者)



氏名 **土井 三 千 雄**  
所属支部 郡山支部  
登録番号 第 24052173 号  
会員番号 第 2631 号  
入会年月日 令和 6 年 8 月 1 日

事務所 郡山市桑野二丁目 37 番 23 号  
電話番号 090 - 8925 - 5209



氏名 **芝 崎 大 介**  
所属支部 県南支部  
登録番号 第 24052446 号  
会員番号 第 2636 号  
入会年月日 令和 6 年 9 月 1 日

事務所 須賀川市西川町 41 番地の 3  
電話番号 0248 - 76 - 0220



氏名 **矢 野 一 貴**  
所属支部 福島支部  
登録番号 第 24052302 号  
会員番号 第 2632 号  
入会年月日 令和 6 年 8 月 15 日

事務所 福島市方木田字葉ノ木立 29-57 MARUGEN203  
電話番号 080 - 5221 - 6695



氏名 **高 木 淳 也**  
所属支部 いわき支部  
登録番号 第 24052682 号  
会員番号 第 2637 号  
入会年月日 令和 6 年 10 月 2 日

事務所 いわき市錦町細谷 4 番地 1  
電話番号 090 - 7668 - 0539



氏名 **畠 山 陽 一**  
所属支部 いわき支部  
登録番号 第 24052303 号  
会員番号 第 2633 号  
入会年月日 令和 6 年 8 月 15 日

事務所 いわき市小川町上小川字植ノ内 4 番地の 1  
電話番号 070 - 7642 - 7401



氏名 **遠 藤 清 一**  
所属支部 福島支部  
登録番号 第 24052683 号  
会員番号 第 2638 号  
入会年月日 令和 6 年 10 月 2 日

事務所 二本松市智恵子の森二丁目 37 番地  
電話番号 0243 - 23 - 4678



氏名 **波 多 野 近**  
所属支部 いわき支部  
登録番号 第 24052304 号  
会員番号 第 2634 号  
入会年月日 令和 6 年 8 月 15 日

事務所 いわき市平字童子町 4 番地 13  
電話番号 0246 - 35 - 6233



氏名 **山 内 雄 太**  
所属支部 会津支部  
登録番号 第 24053349 号  
会員番号 第 2639 号  
入会年月日 令和 6 年 11 月 15 日

事務所 会津若松市北会津町今和泉 1165 番地  
電話番号 090 - 5183 - 6040



氏名 **渡 部 裕 之**  
所属支部 郡山支部  
登録番号 第 24052445 号  
会員番号 第 2635 号  
入会年月日 令和 6 年 9 月 1 日

事務所 郡山市富久山町久保田字久保田 105 番地の 4  
電話番号 024 - 955 - 6037



氏名 **渡 部 岩 吉**  
所属支部 会津支部  
登録番号 第 24053379 号  
会員番号 第 2640 号  
入会年月日 令和 6 年 11 月 15 日

事務所 南会津郡下郷町大字弥五島字中原 736 番地 13  
電話番号 090 - 1063 - 3521

 <p>氏名 <b>吉田 有紀</b>          所属支部 郡山支部          登録番号 第 24053380 号          会員番号 第 2641 号          入会年月日 令和 6 年 11 月 15 日</p> <p>事務所 郡山市御前南三丁目 209 番地の 2          電話番号 080 - 8412 - 7354</p>	 <p>氏名 <b>石田 達也</b>          所属支部 郡山支部          登録番号 第 24053990 号          会員番号 第 2644 号          入会年月日 令和 6 年 12 月 15 日</p> <p>事務所 郡山市咲田二丁目 3 番 5 号          電話番号 090 - 9036 - 0200</p>
 <p>氏名 <b>武藤 勉</b>          所属支部 福島支部          登録番号 第 24053672 号          会員番号 第 2642 号          入会年月日 令和 6 年 12 月 1 日</p> <p>事務所 福島市松木町 9 番 11 号          電話番号 024 - 529 - 5961</p>	 <p>氏名 <b>佐藤 宏美</b>          所属支部 郡山支部          登録番号 第 24053991 号          会員番号 第 2645 号          入会年月日 令和 6 年 12 月 15 日</p> <p>事務所 郡山市朝日一丁目 9 番 9 号          電話番号 090 - 3250 - 3934</p>
 <p>氏名 <b>高橋 薫</b>          所属支部 県南支部          登録番号 第 24053673 号          会員番号 第 2643 号          入会年月日 令和 6 年 12 月 1 日</p> <p>事務所 石川郡石川町大字塩沢字広畑 44 番地 1          電話番号 0247 - 26 - 7320</p>	

## 行政書士法人の紹介 (行政書士法人の届出がありましたので、ご紹介いたします。)

### 入会

支部	法人番号	法人名	事務所所在地	設立年月日
郡山	2413301	行政書士法人 グランドサーベイ	郡山市鶴見坦一丁目6番34号	令和6年9月12日

### 変更届 (会員より下記の届出がありましたので、会員名簿の修正をお願いいたします。)

会員番号	氏名	変更後
2613	井上 宗 (郡山支部)	(FAX 番号) 024 - 953 - 8517
2587	後藤 守江 (会津支部) (変更前 郡山支部)	(事務所の名称) 行政書士ごとう守江事務所 (郵便番号) 969 - 3301 (事務所所在地) 耶麻郡磐梯町大字磐梯字七ツ森 7084 - 17 (電話番号) 090 - 6455 - 2398 (FAX 番号) 0242 - 85 - 6891
2365	佐藤憲一郎 (県南支部)	(郵便番号) 961 - 8055 (事務所所在地) 西白河郡西郷村字道南西 70 番地
1807	一場 房夫 (いわき支部)	(郵便番号) 971 - 8111 (事務所所在地) いわき市小名浜大原字堀米 240 番地の 2 (電話番号) 090 - 9038 - 7905 (FAX 番号) 廃止
2103	杉本良男 (いわき支部) (変更前 相双支部)	(事務所の名称) 行政書士郷ヶ丘法務事務所 (郵便番号) 970 - 8045 (事務所所在地) いわき市郷ヶ丘四丁目 14 番地の 4 (電話番号) 0240 - 25 - 3633

2396	草野啓志郎 (いわき支部)	(兼業の略) 社
2147	佐藤 亮 (いわき支部)	(郵便番号) 973 - 8403 (事務所所在地) いわき市内郷綴町大木下15番地の1 エキップドツヅラI 101号室 (電話番号) 090 - 6625 - 2623 (FAX番号) 050 - 3155 - 2623
2427	鈴木一史 (福島支部)	(事務所所在地) 福島市野田町七丁目1番8号 オフィスワタナベA号室
2557	菅原弓弦 (いわき支部)	(事務所の名称) 行政書士事務所 ゆづる (郵便番号) 979 - 0202 (事務所所在地) いわき市四倉町上仁井田字前原22-7
2426	柳沼憲一 (郡山支部)	(事務所の名称) 行政書士法人グランドサーベイ
2516	佐藤勇太 (福島支部)	(電話番号) 0243 - 24 - 5535
2450	鈴木文弘 (郡山支部)	(郵便番号) 963 - 8861 (事務所所在地) 郡山市鶴見坦1丁目3番7号 小沼第4ビル 2-B号室
2266	諸井包典 (相双支部)	(郵便番号) 975 - 0013 (事務所所在地) 南相馬市原町区上町二丁目74番地の30
2261	三浦 智 (会津支部) (変更前 県南支部)	(事務所の名称) ベストファーム行政書士法人 会津若松事務所 (郵便番号) 965 - 0037 (事務所所在地) 会津若松市中央一丁目4番15号 (電話番号) 0242 - 23 - 7961 (FAX番号) 0242 - 23 - 7962
2469	尾形優太 (県南支部) (変更前 会津支部)	(事務所の名称) ベストファーム行政書士法人 白河事務所 (郵便番号) 961 - 0856 (事務所所在地) 白河市新白河一丁目36番地 (電話番号) 0248 - 21 - 7181 (FAX番号) 0248 - 21 - 7182
2587	鈴木久恵 (相双支部) (変更前 いわき支部)	(郵便番号) 979 - 1112 (事務所所在地) 双葉郡富岡町中央三丁目145番地
2570	高久ひろ江 (県南支部)	(FAX番号) 0248 - 21 - 8011
2451	渡部英明 (会津支部)	(FAX番号) 0241 - 64 - 5007
2044	村上敬子 (福島支部)	(郵便番号) 969 - 1104 (事務所所在地) 本宮市荒井字山神55番地1 サスティナブルイースト101 (電話番号) 0243 - 24 - 7244 (FAX番号) 0243 - 24 - 7344
2472	郡司幸喜 (郡山支部)	(郵便番号) 963 - 3521 (事務所所在地) 田村郡小野町大字飯豊字羽生57番地の7

### 退会者

支部名	会員番号	氏名	事務所所在地	退会年月日
福島支部	1099	佐藤 憲和	福島市笹木野字御林東15-5	令和6年8月26日
福島支部	2291	菅野 久夫	伊達市片町55番地	令和6年8月30日
会津支部	1663	馬場 喜吉	南会津郡南郷村大字下山字田中246番地	令和6年9月30日
郡山支部	1393	伊藤 和紀	郡山市大槻町字原田西81-1	令和6年10月31日
県南支部	2041	阿部 幹雄	西白河郡矢吹町新町229番地2	令和6年11月13日
相双支部	1194	西内 秀一	相馬市西山字表西山117-5	令和6年11月13日
相双支部	1913	森 勇	相馬市中村字北町7番地12	令和6年12月1日
福島支部	2071	渡部 敏彦	福島市森合字東上古屋20番地	令和6年12月27日

### 訃報 (謹んでご冥福をお祈りいたします)

県南支部	1927	五十嵐紀市	令和6年10月19日(逝去)
------	------	-------	----------------

会報8月号(No.145)の訂正について 8月に送付しました会報No145の19頁[退会者]に誤りがありましたので、次のとおり訂正いたします。

支部名	会員番号	氏名	項目	誤	正
会津支部	1857	伊藤 喜允	退会年月日	令和6年3月31日	令和6年4月15日
郡山支部	2351	芳賀 英次	退会年月日	令和6年3月31日	令和6年5月8日

## ● 会 務 日 誌 ●

<b>8月</b>		24日(木)	令和6年度 行政書士試験事務説明会 東京電力来局
21日(水)	総合相談センター無料相談日 登録証交付式	25日(金)	登録証交付式 経理部長執務
23日(月)	東京電力、福島県原子力損害対策課来局 全国監察担当者会議(北海道・東北)	28日(月)	第1回 綱紀委員会
27日(火)	第1回 本会研修会	29日(火)	第5回 本会研修会
28日(水)	丁種封印実績確認		
<b>9月</b>		<b>11月</b>	
2日(月)	行政書士制度広報月間支援協力依頼のため県庁訪問	1日(金)	第3回 司法研修
3日(火)	行政書士電話相談会の報道機関PR訪問	5日(火)	職務上請求書確認審査
5日(木)	職務上請求書確認審査、東北地方協議会 会長会・東北地方協議会業務開発委員会・ 東北地方協議会事務局長会議	6日(水)	第6回 本会研修会 総合相談センター無料相談日
6日(金)	第2回 本会研修会	7日(木)	第7回 本会研修会
7日(土)	第3回 本会研修会	8日(金)	管轄出入国在留管理局訪問
9日(月)	行政書士制度広報・非行政書士排除の ための市町村挨拶まわり(会津支部)	9日(土)	令和6年度 行政書士試験事前準備
11日(水)	行政書士制度広報・非行政書士排除の ための市町村挨拶まわり(会津支部)	10日(日)	令和6年度 行政書士試験
12日(木)	総合相談センター無料相談日、封印取付け全国担当者会議 福島行政監視行政相談センター長来局 第4回 部長会	14日(木)	第3回 総務部会 第2回 編集会議
18日(水)	福島県建設産業室訪問	15日(金)	第4回 司法研修
20日(金)	第4回 本会研修会、職務上請求書確認審査	19日(火)	丁種封印実績確認 上半期会計監査
25日(水)	丁種封印実績確認	20日(水)	総合相談センター無料相談日 職務上請求書確認審査 ADRセンター開所式打合せ
27日(金)	登録証交付式 第3回 理事会	22日(金)	第8回 本会研修会
		27日(水)	総合相談センター無料相談日
		29日(金)	第5回 司法研修
		30日(土)	封印管理委員会会議
<b>10月</b>		<b>12月</b>	
1日(火)	新入会員研修会	2日(金)	「行政書士ADRセンター福島」開所式 第6回 部長会・第3回 支部協議会
2日(水)	〃	3日(火)	第9回 本会研修会
3日(木)	行政書士電話相談会	4日(水)	総合相談センター無料相談日
4日(金)	第1回 司法研修	5日(木)	職務上請求書確認審査
7日(月)	職務上請求書確認審査	6日(金)	登録証交付式 第39回 関係「士」業懇談会
8日(火)	特定行政書士法定研修考査打合せ 全日本不動産協会福島県支部来局	11日(水)	総合相談センター無料相談日
9日(水)	総合相談センター無料相談日、申請取次行政書士 管理委員会・北海道・東北地方協議会責任者会議	13日(金)	第6回 司法研修
11日(金)	ADRセンター手続実施者養成研修ガイダンス	14日(土)	第10回 本会研修会
16日(水)	行政書士制度広報・非行政書士排除のための市町村 挨拶まわり(福島支部)、総合相談センター無料相談日、 丁種会員名簿登載者に対する指定研修	19日(木)	各部会、第4回 理事会
17日(木)	行政書士制度広報・非行政書士排除のための 市町村挨拶まわり(県南支部、相双支部)	20日(金)	第7回 司法研修 職務上請求書確認審査
18日(金)	第2回 司法研修	23日(月)	第2回 校正会議
19日(土)	丁種会員名簿登載者に対する指定研修(伝達)	24日(火)	丁種封印実績確認
20日(日)	特定行政書士法定研修考査	30日(月)~1月3日(金)	年末・年始休み(事務局閉局)
21日(月)	職務上請求書確認審査	<b>1月</b>	
22日(火)	行政書士制度広報・非行政書士排除のための 市町村挨拶まわり(郡山支部、いわき支部)、 農地・土地利用委員会会議	6日(月)	登録証交付式 職務上請求書確認審査
23日(水)	丁種封印実績確認	10日(金)	新年官公署挨拶まわり
		11日(土)	令和7年 新年賀詞交歓会・行政書士ADR センター福島設立祝賀会
		15日(水)	総合相談センター無料相談日

# お知らせ

## 年度末における登録抹消届出書の取り扱いについて（本年度末限りで退会される方へ）

【書類締切日】 令和7年3月28日(金) 正午までに支部を経由して本会へ全ての書類が揃った状態で原本到着していること

令和7年3月28日(金) 正午までに本会が申請書原本を受付し、日行連に3月31日(月) 正午までに書類が到着したものは、3月分として処理されます。（令和6年度分 登録抹消届出終了）

※全ての書類が揃っていること。

なお、3月31日(月) 正午以降の日行連受付分は令和7年4月分として処理され、新年度の会費が発生しますのでご注意下さい。

郵便事情等で、本会経由日行連への進達が遅れた場合、上記のように処理されますので、3月中旬頃まで、支部経由で本会事務局まで書類を送付下さいますようお願いいたします。

## 年度末における 変更登録申請の 取り扱いについて

下記のとおり処理されますので、お知らせいたします。

**変更登録申請** ▶ 3月11日(火) 以降 日行連受理 ▶ 4月分  
**単位会変更** ▶ 3月27日(木) 正午まで 日行連受理 ▶ 4月1日付変更

※詳細は、事務局までお問い合わせ下さい。

## 申請取次行政書士(届出済行政書士)の皆さまへ

### 申請取次実績報告書の提出について

申請取次行政書士管理委員会

毎年1月末日までに、申請取次実績報告書を提出していただくことになっておりますのでお知らせいたします。

（令和6年1月から12月までの取扱い件数を報告）

**提出先** ▶ 本会事務局  
**提出期限** ▶ 令和7年1月31日(金)迄  
**問い合わせ** ▶ 本会事務局 TEL.024-973-7161

様式は本会 HP/ 会員専用ページ / 様式集に掲載

### 補助者の勤務状況報告書の提出について

福島県行政書士会補助者規則第20条により、令和7年2月末日までに補助者の勤務状況報告書を提出することになっておりますので、お知らせ致します。

（令和6年1月から12月までの勤務状況を報告）

**提出先** ▶ 本会事務局  
**提出期限** ▶ 令和7年2月28日(金)迄  
**問い合わせ** ▶ 本会事務局 TEL.024-973-7161

様式は本会 HP/ 会員専用ページ / 様式集に掲載

## 令和6年度 政連だより

4月 10日(水)	下半期会計監査	10月 11日(金)	亀岡偉民選対本部事務所開き
4月 11日(木)	第1回 政連幹事会	10月 12日(土)	根本匠緊急拡大役員会
4月 12日(金)	2024花見の集い	10月 13日(日)	公明党福島県本部 時局講演会
5月 18日(土)	根本匠郡山連合後援会「拡大役員会」	10月 19日(土)	亀岡偉民総決起大会in福島
5月 31日(金)	第43回 定期大会	10月 21日(月)	地方議会議員等連絡会総会
6月 20日(木)	第44回 日本行政書士政治連盟定期大会	10月 21日(月)	衆議院議員立候補者根本拓氏の推薦状持参
6月 24日(月)	第2回 政連幹事会	10月 22日(火)	根本拓総決起大会
7月 25日(木)	公明党福島県本部 時局講演会(いわき)	11月 9日(土)	有村治子国政報告会
8月 27日(火)	根本匠シンポジウム	11月 14日(木)	経理担当幹事執務
9月 9日(月)	各種団体 要望聴取会	11月 20日(水)	上半期会計監査
9月 11日(水)	自民党 時局講演会(会津)	12月 2日(月)	第3回 政連幹事会
9月 15日(日)	自民党 総裁選挙演説会	12月 9日(月)	令和7年度 政府予算対策要望活動
10月 8日(火)	公明党福島県本部 時局講演会(郡山)	12月 9日(月)	福島県選出国会議員会館挨拶まわり
10月 10日(木)	公明党福島県本部 時局講演会(相双)		

## 編集後記

広報部長 **小田島達也**

新年あけましておめでとうございます。

1年が過ぎるのがあっという間に感じております。

巳年は、蛇が脱皮するように、新たな挑戦にふさわしい年とされています。

皆様の新しい挑戦が飛躍するような年になることを願っております。

広報副部長 **塩田仍文**

明けましてお目出とうございます。

今年は政権が少数与党になりまして、税法改正、特に103万の壁又は石油の補助金等、教育の無償化等課題があり、私達行政書士会の仕事が増えることを希望しております。

広報部 **高橋利知**

明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと存じます。本年もよろしく願いいたします。

さて、広報部としてあっという間の2年間でした。皆様方のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

広報部 **佐藤亮**

駆け抜けるような一年間でした。本年が皆さまにとって穏やかで実り多い一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

広報部 **堀江司**

2年間、広報部の仕事に携わる機会を得て、多くのことを学びました。人とのつながりの大切さを改めて実感するとともに、情報発信の在り方についても満足できる内容を追求する難しさも経験できました。「これでよい」内容の追及はこれからも続く課題かもしれません。

人生まだまだ勉強ですね。

表紙タイトル文字「行政ふくしま」 郡山支部 渡辺金治 会員

写真説明 表紙：「人影に光明広野町」  
裏表紙：「福来たる」  
写真提供：副会長 安藤 強

コメント 皆様にとってよき1年でありますように

福島県行政書士会会報 「行政ふくしま」 No.146

発行日 令和7年1月

発行所 福島県行政書士会

〒963-8877 郡山市堂前町10番10号

TEL(024)973-7161 FAX(024)973-7174

ホームページ <https://www.fukushima-gyosei.jp>

メールアドレス [info@fukushima-gyosei.jp](mailto:info@fukushima-gyosei.jp)

発行者 鶴沼 理人

編集委員 広報部長 小田島達也 広報副部長 塩田仍文

広報部 高橋 利知 佐藤 亮 堀江 司

印刷所 株式会社ヨシダコーポレーション

〒963-0724 福島県郡山市田村町上行合字北川田22-1

TEL(024)942-0005(代) FAX(024)942-2233



## 会費を納入しましょう

会費の納入は**5月末日**までとなっております。厳守してください。

納入されない場合は、  
会則第18条の5の規定により  
処分となります。



福来たる (写真提供：副会長 安藤 強)